

朝鮮時代の「面」と「里」について

——忠清道地方の邑誌を資料として——

山田正浩

はじめに

「里」は朝鮮における制度上の“村”である。安易に対比することは避けるべきであるが、いわば、江戸時代の「藩政村」に対比できるものであるし、現在でも行政組織の末端は、「里」と称している。朝鮮時代、制度上の（戸籍編成単位としての）の「里」と「面」は、経国大典、戸典戸籍の条に次のように規定されていた。「京外以五戸為一統有統主、外即每五統有里正每一面勸農官」。

われわれが朝鮮時代の、“むら”を研究対象にする場合、個々の村落に関する資料には恵まれない。とくに、いわゆる“自然村”に関する資料は望むべくもない。したがって、“むら”を研究するためには、「里」を手懸りに進めざるをえないのである。筆者はこれまで資料の紹介もあわせて「里」に関する拙稿を数回発表しているが、本稿はそれらを補足、修正する意味である。本稿では「里」の上位単位である「面」も合わせて資料、地図上にどのように記載されているか、またそれが、時代とともにどのように変化したか、について検討を加えることを目的とする。忠清道地方を対象としたのは、主たる資料である、この地方の「邑誌」がもっとも「面」、「里」に関する記載が多いからである。

I 本稿で利用する資料について

先に進む前に、本稿で利用する主な資料をまず列挙し、簡単な紹介をしたい。

a) 輿地図書²⁾ 英祖33年(1757)から41年(1765)の間に全国各郡県³⁾から上奏された邑誌を、その後編集した全国誌。書名は、“輿地(大地、国土)の図(輿地図)と書(各邑誌)”の意。したがって、各邑誌の冒頭に精粗の差は

あるものの、必ず郡県の地図が掲載されている。朝鮮時代前期を代表する「東国輿地勝覽」が成立して270余年が経過し、それを修正、補強する目的があったとされる。

b) 戸口総数⁴⁾ 正祖代(1776~1800)に奎章閣に蔵されていた文献中、郡県、面ごとの戸数、人口、里名を整理、編集したもの。内容から、正祖13年以降に成立したと考えられている。

c) 邑誌⁵⁾ 16世紀末以降、その編纂が盛行するようになった郡県を単位とする地方誌。それを道ごとにまとめて編集したものを道誌という。本稿が利用するのは道誌である。私撰のもの、官撰のもの、合わせて多数の邑誌が編纂された。金田培によれば、朝鮮時代末までに1,637もの多数の邑誌が編纂されている。同じ郡県について複数回編纂されており、本稿が対象とした忠清道では、公州の8回がもっとも多く、ついで木川、黄澗の7回であった⁷⁾。日本では中国の歴代の地方誌(方志)はよく知られているし、全国誌(統志)の代表例である大明一統志は江戸時代の地方誌編纂に圧倒的な影響を与えた⁸⁾。一方で、朝鮮における、邑誌という地方誌の存在はほとんど知られていない。そのほとんどが筆稿本で一般に流布することが少なかったことが一因かと考えられる。

d) 新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覽⁹⁾ 1912~14年の行政区画改正前後の異同を対照したもの。本稿では、「名称一覽」と略称する。類似の資料として、改正前の郡県、面、里名称をまとめたものに、朝鮮総督府：旧韓国地方行政区域名称一覽¹⁰⁾、がある。必要な場合、「総督府：名称一覽」と略称する。

e) 地図類 邑誌付載の地図は郡県治(邑)を中心にして描かれており、山脈、河川、交通路など。郡県治の官衙建物が描かれているものもある。面の名称は記入のあるものが大部分で、それによって各面のおよその位置はわかる。逆に里は記載されていないものがほとんどである。日本の江戸時代の村絵図に相当するものはなく、細かい村落研究を困難にしている一因である。

日本が作製した1/5万地形図は大きく分類すると3種ある。①対ロシアとの有事を想定して、日清戦争直後から作製したもの。②統監府時代に朝鮮南半部を対象に作製したもの。区画改正前の郡県域を知ることができる。③

併合後、土地調査と並行して作製されたもの。本稿では②と③に属するものを利用した。

II 邑誌における面と里の記載内容について

忠清道地方の各郡県邑誌に記載された面、里に関する記載内容を、面の名称、里の名称、里の戸数・人口、郡県治(邑)からの距離・方角の4項目に

表1 邑誌における「面」と「里」に関する記載事項

A：面名称 B：里名称 C：里の戸数、人口 D：邑からの距離、方角

A、B欄において、○：記載有り

C欄において、○：記載有り、●：面ごとの総数のみ記載

D欄において、◎：距離、方角ともに記載のあるもの ○：距離のみ記載のあるもの

欠：収録されていない郡県

	輿地図書〔英祖代(1724～76)〕後半				忠清道邑誌〔憲宗代〕(1835～49)				湖西邑誌〔高宗32年〕(1895)			
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
忠州	○	○	○	◎	○	○	○	◎	欠			
清風	○	○	○	○	○	○		○	欠			
槐山	○	○	○	◎	○	○	○	◎	欠			
延豊	○	○	○	◎	○	○			欠			
陰城	○	○	○	◎					欠			
永春	○	○	○	◎	○	○		◎	欠			
堤川	○	○	○	○	○				欠			
清州	○	○	○	◎	○				欠			
天安	○	○	○	○	○	○		○	○			
沃川	○	○	○	◎	○	○	○	◎	欠			
文義	○	○	○	○	○	○		○	欠			
稷山	○	○	○	○	○	○			○	○		
木川	○	○	○	○	○	○		◎	○	○	●	○
懷仁	○	○	○	○	○	○		○	欠			
清安	欠				○				欠			
鎮川	○	○	○	○	○	○		○	欠			
報恩	○	○	○	◎	○	○	○	◎	欠			
永同	○	○	○	○								
黄澗	○	○	○	◎	○	○		◎	○	○		◎
青山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公州	○	○	○	◎	○	○	○	◎	欠			
林川	○	○	○	○	○	○	●		○		●	◎

	輿地図書〔英祖代(1724～76)〕後半				忠清道邑誌〔憲宗代(1835～49)〕				湖西邑誌〔高宗32年(1895)〕			
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
韓山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全義	○	○	○	◎	○	○			○	○		○
定山	欠				○				欠			
懷德	○	○	○	◎	○	○		◎	○	○		◎
鎮岑	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
連山	○	○	○	◎	○	○		○	○	○		○
尼城	○	○	○	◎	○	○	●		○	○	●	
扶余	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
石城	○	○	○	◎	○	○			○	○		◎
燕岐	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠		
洪州	○	○	○	◎	○	○			欠	欠		
舒川	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
瑞山	○	○	○	◎	○	○			○	○		◎
泰安	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
沔川	○	○	○	◎	○	○	●	○	○	○	●	○
温陽	欠				○	○	○	◎	○	○	○	◎
鴻山	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
德山	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
青陽	○	○	○	◎	○	○		◎	欠			◎
庇仁	○	○	○	◎	○	○		◎	○	○		◎
藍浦	○	○	○	○	○	○		○	○	○		◎
結城	○	○	○	○	○	○	○	◎				◎
保寧	○	○	○	◎	○	○	●		○	○	●	
牙山	○	○	○	○	○	○		◎	○	○	●	◎
新昌	○	○	○	◎	○	○	○	○	欠	欠		
礼山	○	○	○	◎	○	○		◎	欠	欠		
海美	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
唐津	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
恩陽	○	○	○	◎	欠	欠			欠	欠		◎
丹興	○	○	○	◎	欠	欠			欠	欠		
大平	○	○	○	◎	欠	欠			○	○		

整理し、その記載の有無をまとめたのが表1である。利用した邑誌は朝鮮時代後期の代表的な全国誌、道誌である、輿地図書、忠清道邑誌、湖西邑誌(1895)、の3種とした。全体的に輿地図書が体裁、記述内容ともにもっとも整っており、筆者が利用する韓国史料叢書本では、収録されていない郡県は

3にとどまる。上記、4項目の記述は完全であり、明確な、統一的な編集方針の下に編纂が行われたことを示している。邑誌は時代が下るとともに、その記載内容が簡略になり、体裁の不揃いが目立つようになることは先考でも指摘したが、表1に整理した結果も同様の傾向を示すといつてよからう。

・面名称と里名称

3種の邑誌ともに、ほとんどのものが記載している。しかし少数ではあるがその記載を欠くものもある。輿地図書では収録されているすべての郡県において記載がある。忠清道邑誌においては、陰城県、永同県が面名称、里名称ともに記述が無い。また、堤川、清州、清安、定山、の4郡県において里名称の記載を欠いている。湖西邑誌では収録されている郡県のうち永同、結城の2県において面名称、里名称ともに記載を欠き、保寧県は里名称の記載を欠く。単に面、里の名称のみを列挙する例が多いが、隣接する面（他の郡県に接する場合は郡県名）との位置関係を記述したものもある。里は郡県治に近いものから順次列挙するものが多いが、逆の場合もあり一定していない。また、面や里の名称に異称のある場合もあり、一例として湖西邑誌木川県の面里の項を見ると、近東面に割注をして、「一名葛田」とある。また、面、里が飛び地になっている場合に、それを注記した例もある。湖西邑誌青山県の坊里の項に、「酒城面 北越報恩郡八十里」、とある。邑誌付載の地図では酒城面の部分が別に描かれている。

朝鮮時代には郡県が地方単位としての性格を強く持ち、面はその部分地域、という性格が強かった。地域名を表示する場合、郡県、面、里の順で表示し、面名も必ず表示されるが、行政組織上の重要性、社会的統一性はほとんど持たなかったとされる。1912年に始まる区画改正の前の面名称を見ると、東面、近東面、遠東面、といった固有名詞ではない面名称が多く見られ、郡県の部分地域としての性格がその名称に反映していた¹²⁾。里も一里、二里、三里、といった数詞による名称を持つものが少なからず見られる。この場合、実際には別に固有名詞の里名称を持つことが多かったとされるが、正式の書類、資料には現れないことが多い。これは「里」が持っていた制度的、形式的側面を表すものであると考える。各郡県邑誌の項目が、“面里”とも、あるいは、“坊里”、“坊曲”とも表記されるが、この場合、“面”と“坊”はまったく同

じ意である。地方によっては、“社”¹³⁾と称することもあった。

1912～14年の区画改正で、「面」、「里」とともに大きく変化したが、この時成立した「里」のほとんどが現在の「法定里」に引き継がれて、土地台帳作成、戸籍編成の単位となっている。また現在では法定里は2以上の「行政里」に分割されていることが多い。里長は行政里ごとに選出されるなど、地域組織の末端としての“実質化”が進んでいる。行政里は資料上、面単位に数は把握できるが、固有名は分からない。現在の地形図に記載された地名によっても、法定里は読み取れるが行政里は読み取れない。

・面、里の戸数、人口

朝鮮時代には、3年に1度、戸数、人口の調査をすることが経国大典の定めであった。したがって、朝鮮時代を通じて全国的な戸数、人口に関する資料には非常に恵まれている。日本の江戸時代と大きく事情を異にする点である。しかし、表1によると輿地図書では収録されたすべての郡県について里ごとの戸数、人口が記載されているのに対して、時期が下るにつれて記載のないものが増える傾向にあった。忠清道邑誌では収録されている51郡県のうち記載のあるものが22郡県で、全体の43.1%に過ぎない（このうち、面ごとの戸数、人口の総数のみ記載のあるものが5）。湖西邑誌では収録された郡県31のうち、記載のあるものが16で、全体の51.6%であるが、そのうち、面単位での総数のみ記載のあるものが7であり、里ごとの戸数、人口が記載されているものは9に過ぎなかつた¹⁴⁾。

朝鮮時代の戸数・人口統計を資料として扱う場合、留意しなければならない点はいくつかある。それは次の2点に要約されよう。

①戸数は、“元戸”あるいは“編戸”と表記される。戸数、人口ともに、決して実戸数、実人口を表してはいない。

②邑誌の編纂に利用する数字はそれ以前の調査記録を利用し、甲午式、辛卯式、などと依拠した資料の作成年を明記する例が多い。ただし、相当以前のものを利用する場合があったこと。

まず①について。上記のように、戸数は、“元戸”、あるいは“編戸”と表記されるが、それに対して実際の戸数は、“籍戸”と言い、これは行政文書など公式の帳簿には決して現れるものではなかつた。元戸、編戸はいわば、

徴税の対象となっている“戸”であり、徴税の対象になっていないものは、“隠戸”と呼ばれていた¹⁵⁾。また、戸籍帳の分析を通じて早くから知られていたことであるが、戸籍帳を整理、分析すると、老人と幼児の人口が壮年人口に比べて非常に少なく現れる¹⁶⁾。したがって、そのトータルとしての人口も決して実人口ではないのである。これまでの研究によると、資料に表れる数は実戸数、実人口の50～70%程度を表していると考えるのが妥当であると思う¹⁷⁾。表2は湖西邑誌(1895)に戸数、人口の記載のあるもの16について、4つの資料における記載数を整理したものである。表の右端は湖西邑誌記載の人口が朝鮮総督府の統計に表れる人口に対してどの程度の比率となるかを示している。各郡県によって、数値の差が大きいが、上記の推定をほぼ裏付けているといえよう。

②について。湖西邑誌鴻山県の戸口の項に割注をして、次のように述べられている。

以己丑實摠入録来後雖有増減隨時改版必此為本其増減不同者隨時可考・・・

表2 忠清道地方における朝鮮時代後期の戸数、人口

	戸口総数〔正祖代(1779～00)〕		忠清道邑誌		湖南邑誌〔A〕(1895)		総督府統計年報(1910)〔B〕		A/B×100	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
木川	3,344	16,504	3,336	16,267	3,321	14,190	5,162	23,319	64.3	60.9
林川	4,817	18,479	4,737	17,449	3,737	17,449	5,454	22,093	69.6	79.0
韓山	3,279	11,825	3,264	11,765	1,710	—	4,778	21,648	35.8	—
鎮岑	1,380	5,150	1,387	4,972	1,320	4,829	2,593	12,354	50.9	39.1
青山	2,421	10,796	2,459	10,557	2,402	10,975	2,907	12,019	82.6	91.3
魯城	2,529	9,683	2,529	9,683	2,408	8,903	3,624	15,299	66.4	54.3
扶余	3,436	15,077	3,428	15,025	3,428	15,025	4,714	23,097	72.7	65.1
泰安	4,094	14,620	4,373	14,874	4,373	14,874	7,242	32,912	60.7	45.2
舒川	3,640	13,392	3,624	11,336	3,624	—	5,147	23,486	70.4	—
温陽	2,816	15,503	2,816	15,530	2,816	15,530	3,318	13,769	84.9	112.9
鴻山	4,393	14,839	4,385	14,808	3,732	16,386	5,510	25,737	67.7	63.7
徳山	5,361	18,970	5,044	18,372	3,755	—	4,822	22,221	77.9	—
牙山	3,955	18,354	3,045	9,699	3,045	9,699	5,217	23,732	54.8	40.9
沔川	4,606	17,053	4,139	15,303	4,125	15,312	8,454	39,433	48.8	38.3
保寧	4,106	17,536	3,697	17,449	4,274	16,693	4,606	22,307	92.8	74.8
唐津	3,714	15,538	3,703	15,037	2,341	10,118	3,659	15,242	64.0	66.4

また、湖西邑誌木川県では、英宗（英祖の誤り）戊子式、丁酉式、甲午式と依った調査年を3つ挙げて、それぞれの戸数、人口が示されているが、このような丁寧な記載は例外である。表2中、温陽郡では戸数が、約100年の間に順次編纂された戸口総数、忠清道邑誌、湖西邑誌の3つの資料においてまったく一致している。人口は、忠清道邑誌と湖南邑誌の数値が一致し、戸口総数の数値は誤写ではないか、と思えるほどである。また、魯城の戸数、人口は戸口総数と忠清道の数値が一致し、扶余、泰安、牙山の3郡県では忠清道邑誌と湖西邑誌の戸数、人口がまったく一致している。舒川は湖西邑誌が人口の記載を欠くが、戸数は忠清道邑誌と湖西邑誌の数値が同じである。林川は忠清道邑誌と湖西邑誌記載の人口が同じである。このような例は忠清道以外の他地域にも、その例を見ることができる。

先述のように、朝鮮時代の戸数、人口に関する資料には恵まれているが、資料として利用する場合、このように留意しなければならない点があり、その有効な利用を制限している、と言わざるをえないであろう。とりわけ、里など小地域の資料として利用する場合においてである。

以下、湖西邑誌（1895）から戸数、人口に関して、例外的ではあるが興味ある記述をいくつか挙げてみよう。

・林川郡の「事例」¹⁸⁾中に、東邊面自官門東南距十里 元戸¹⁸⁾一百十九戸内 班戸五十戸 民戸六十九戸 豆谷面自官門東南七里 元戸五十七戸内 班戸四十二戸 民戸十五戸、と両班、常民に分けた戸数の記載がある。

・天安郡の戸口の項では、元戸三千六百戸 甲午秋等戸摠三千二百五十戸内 三百八十七戸 各面無依及空戸應頃除實摠二千八百六十三戸、と戸籍上の戸数との異動を記載した少ない例がある。

・稷山県の戸口の項には、元戸三千三百七十二戸とあり、その前に、「壬辰兵火以前五千七百餘戸」との注記がある。

・木川県邑誌の戸口の項には、県全体の戸数、人口を記載した後、各面の戸数を記載し、さらに続けて、「續今甲午式三千三百四十八内實人口一萬六千四百五十一内男壯四千六百十七老二千一十弱一千九百十九、と老年、壮年、若年と年齢別に人口を記載している。きわめて少ない記載例である。また、“實人口”、とあるが、これがただちに、“実人口”を表すものではないと考

えるべきである。

・郡県治(邑)からの距離・方向

郡県治から面、里への距離方向、とくに距離はほとんどの邑誌が記載している。しかし記載様式は一定しておらず、さまざまである。面里の位置は郡県治を基点にして、近いものから記載されるのが一般的であるが、逆の場合もある。また、方向が記載される場合もあり、省略されることもある。そのいくつかを忠清道邑誌の記載から例示すれば、次のようなものがある。

・「東 東面三項里距官門十里堡一里十里蘆洞里十四里古之里十四里首谷里二十里・・・」、「西 一道面石川里距官門十二里老山里十五里徳地里二十里・・・」(文義県)。郡県治からの距離が近いものから順次、記載している。

・「東上面松洞里自官門東距十八里・・・沙吾郎里東距十五里・・・屯栗里東距十五里・・・」(槐山郡)。逆に、郡県治から離れたものから記載している。

・「第一 県右面官座地東接東面西接近右南接南面北接県左東西十里南北七里伐乙山之左右也里九有曰寒寺曰渴馬洞曰書堂洞曰花山・・・」(堤川県)。面、里名以外の若干の説明を加えている。

・「草洞面在郡東十里・・・青龍里間里大路下里牛山里並距官門十里寺洞里東神洞里所屎山里並距官門八里」(林川郡)。いくつかの里をまとめて、郡県治からの距離を記載している。

邑誌付載の地図には方角がどのように記載されているであろうか。大部分のものは北を図の上方にして描かれているが、高地、山地を上方に、低地、海岸を下方に描くものもある。また、全体は北を上方にしても、郡県治を中心にして山、山脈の形、官衙建物を描くもの、邑の正門から見て、邑内の建物を描くもの、郡県の位置を中心において山、地名などを表記するものが少なくない。輿地図書の付属地図から特徴ある記載例をいくつかあげてみる。徳山県と海美県は伽倻山を挟んで東と西に隣接するが、ともにこの地域の名勝である伽倻山を上方にして描かれているので、徳山県図は西を上方にし、海美県図は東が上方になる。徳山県図には、欄外に東、西、南、北の、方角の注記がある。清風府図は中央を東から西に流れる南漢江を強調し、それを中心にして描かれている(後出)。延豊県の場合、図のスペースが上下よ

り左右が長いので(約、1.3倍)、やや南北に長い県域をそれに合わせるよう、東を上方に描いたのであろう。同様の例は他にも数例ある。

Ⅲ 面、里の記載例

朝鮮における「里」は固定したものでなく、時代とともに細分化が進み、その数は増加した。¹⁹⁾このことは村落の自生的な地縁共同体的性格、あるいは種々の社会組織の発達、成熟と関連づけて理解される。全体的には朝鮮北部に比べて南部地方で里の細分化が進んだ。本稿が対象としている忠清道地方はそれが最も進んだところで、1里あたりの平均戸数、人口は全国でもっとも小さかった。²¹⁾もっとも忠清道地方内でも差異があり、筆者は先考で、それが早く進んだ例として温陽郡西面の例を、遅れて進んだ例として全義県東面の例を紹介した。²⁰⁾本稿では天安郡上里面、鴻山県上東面、清風府北面の例を挙げる。

a) 天安郡上里面

表3によると、輿地図書に挙げられた里は6里で、19世紀前半の忠清道邑誌では、それが12に増えている。先考で挙げた例のうち、全義県東面の例に近い。

後に成立した湖西邑誌(1871)、および「名称一覧」に挙げられている里名とは若干の異同があるが、19世紀前半に至って、ほぼその後の「里」が出来上がった、と言ってよかろう。忠清道邑誌の天安郡邑誌中、坊里の項の冒頭に、「新為成村者圈標以別新旧」、との割注が有り、“下坪里”の上に小さい円印が付されていて、

表3 天安郡上里面の「里」一覧表

輿地図書	忠清道邑誌	湖西邑誌 (1871)	湖西邑誌 (1895)	名称一覧
上村里	上村里	上村里	里名の記載なし	上村
坪里	坪里	坪里		坪里
校村里	校村	校村里		校村
城里	城里	城村		
衙前里	衙前里			
中里	中里	中里		中里
	下坪里	下坪里		下坪里
	新里	新里		新里
	下新里			
	堂后里	堂后里		堂后里
	益谷			益谷里
	南里	南里		
		上坪里		上坪里
		東里		東里
		獄街里		
				玉后里

下坪里以下の里が新しい里であることを示している。また、郡治を挟んで西隣する下里面の坊里の項の里名中、客舎前里、西里、院里の下に、「上三里俱上里面土地」、との割注があり、飛地があって境界が複雑であったことを示している。邑誌の記述中、このような丁寧な割注は珍しい。また、坊里の項の最後に毛山面、頓義面、徳興面、新宗面、4面の説明があり、毛山面については、「西北越牙山界」と、頓義面については、「西越温陽牙山界」と、徳興面については、「西南越温陽新昌界」と、さらに新宗面については、「西南越温陽新昌界」とあって、4つの面が飛地として隣接する他郡内に入り込んでいる複雑な郡域をなしていたことがわかる。このように郡県レベルでも面、里レベルでも飛地、斗入地が複雑に入りくんだ境界をなす例は多かった。1912～14年の郡・県、面里の区画の大改正はこのような区画改正の目的の一つが、複雑な境界の解消にあった。上記、飛地であった4つの面は、朝鮮時代末期、1906年の勅令「地方区画整理件」²²⁾によって、毛山、頓義、徳興の3面は牙山県に、新宗面は礼山県に属することになり、いち早く飛地状態は解消された。上里面の「里」のその後について付言する。1912～14年の面、里の再編成で、表2の「名称一覧」記載の11の里のうち、校村以下、下坪里までの8里は合して留糧里となり、残りの3里と邑誌の記載で下里面内に飛地として入り込んでいた3里は合して邑内里となり、新しく作られた寧城面の一部に組み込まれた。この時の留糧里、邑内里は現在まで引き継がれて、「法定里」となっている。

これまでの説明に対応して邑誌に掲載されている郡・県地図を見ておく。図1は湖西邑誌(1871)掲載の天安郡図である。他の郡・県図に比べると、記載内容はやや簡略と言える。郡治を中心に山脈、山の配置と名称、交通路、河川、海岸線、隣接する郡・県の名称などが記入されている。郡内では各面の名称、烽台、隣接する郡・県との境をなす峠の名称など。里の名称は記載されていない。郡治の右に建物の記載がある。忠清道邑誌掲載の地図を参考にすると、郷校の位置を記載したもの、ともとれるが、郡衙の建物を示している可能性もあり、即断できない。また、4つの飛び地にも同様の建物が描かれていて、図中に注記がないが、輿地図書付載の地図には、“倉”、と注記されている。同様に倉庫、と考えてよかろう。図の左方には前述の4つの面

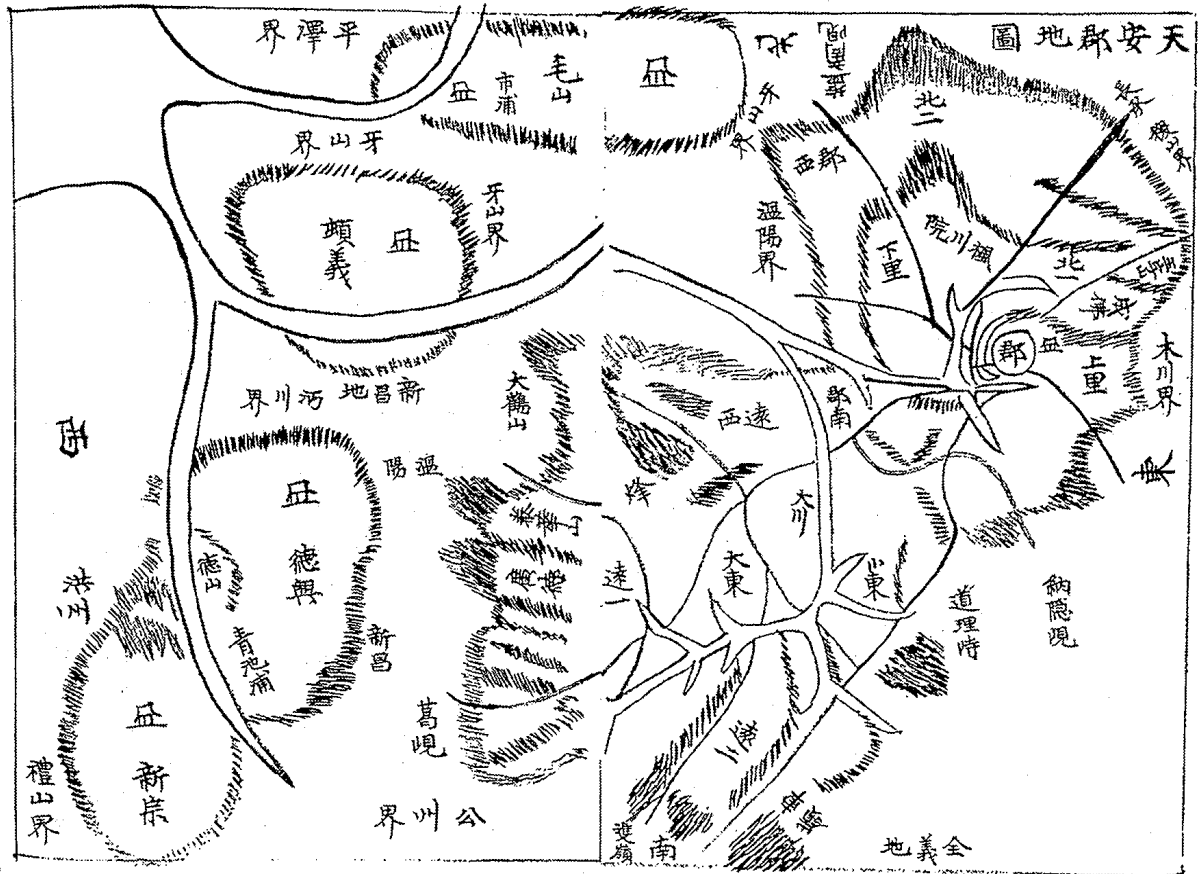


図1 天安郡図 (忠清道邑誌)

が飛地として描かれている。牙山湾に流入する小河川の河口部付近にあり、19世紀中葉に成った、より小縮尺の「大東輿²³⁾地図」にも飛地の状態が描かれている。図1の飛地付近は天安郡の中心部付近に比べて相当小縮尺で描かれていて、郡治から西方約25km隔たった、天安郡に西隣する温陽郡、新昌県のさらに西の位置にある。天安、徳山両郡の飛地が錯綜する所であった。図には徳興面と新宗面の間に徳山郡の飛地が入り込んでいる様子も描かれている。この地域に飛地が目立つのは、河口部の低湿な所であり、周囲より遅れて開発されたことがその一因であると考えられる。

b) 鴻山県上東面

表4は、鴻山県上東面の里一覧表である。この例の場合、輿地図書、忠清道邑誌、湖西邑誌(1871)、湖西邑誌(1895)に記載された里が完全に一致する。先考の温陽郡西面²⁴⁾に似て、里の細分化、固定化がいち早く進んだ典型的な例と言える。地形図の読図によっても、ほとんど個々の集落がそれぞれ里

に対応していると読み取れる。18世紀前半に朝鮮時代末期までの10の里ができ上がっていた。「名称一覧」に記載されている里は13で、やや増加している。「名称一覧」の内堂里、外堂里が湖西邑誌以前の姑堂里に対応する。また、下鳥里は下鳥峙に対応すると推定できるが、湖西邑誌(1895)以前の防等里の名が「名勝一覧」には見えず、替わって東村、竹里、芳溪里、掛鏡里の4里の名がある。図2

表4 鴻山県上東面の「里」一覧表

輿地図書	忠清道邑誌	湖西邑誌 (1871)	湖西邑誌 (1895)	名称一覧
扶余頭里	扶余頭里	扶余頭里	扶余頭里	扶頭里
姑堂里	姑堂里	姑堂里	姑堂里	
石橋里	石橋里	石橋里	石橋里	石橋里
松竹里	松竹洞里	松竹里	松竹里	松竹里
防等里	防等里	防等里	防等里	
松樹里	松樹里	松樹里	松樹里	松樹里
上鳥峙里	上鳥峙	上鳥里	上鳥峙	
下鳥峙里	下鳥峙	下鳥里	下鳥峙	下鳥里
龍城里	龍城里	龍城里	龍城里	龍城里
三川里	三川里	三川里	三川里	三川里
				内堂里
				外堂里
				東村
				竹里
				芳溪里
				掛鏡里

1の地形図にも、防等里の名は記載されていない。地形図では、「名勝一覧」に新しく出る4つの里はお互いに隣接する位置にあるので、これらが湖



図2-1 1/5万地形図 扶餘(1910年測図)

西邑誌以前の防等里に対応する可能性はある。1914年の区画改正で、湖西邑誌以前の扶余頭里と姑堂里は竜塘里に、松竹里と石橋里は竹橋里に再編され、扶余郡九竜面に属した。竜城里と三川里は三竜里に、下鳥里と松樹里は松鶴里に再編されて扶余郡南面に属した。「名勝一覽」に新しく名が記載された上記、4つの里のうち、東村と竹里は九龍面に、芳溪里と掛鏡里は南面に属した。

鴻山県図は忠清道邑誌掲載のものを図2-2に示した。先の天安郡図に比較すれば記載事項は詳しい。県治の官衙や郷校が丹念に描かれている。山脈と山、交通路と峠、橋梁、寺院など。また、河川に沿った堤塘名も多く記載されている。全体に山脈と県治の配置が“風水”風に描かれている。輿地図書、忠清道邑誌および湖西邑誌(1895)の3書には、「形勝」の項に、「前臨大野後負巨岳」と風水的な説明があり、大野には“九鑿浦”と、また巨岳には“飛鴻山”と割注が付いている。飛鴻山は県図にも県治の西方に記入され、官衙も飛鴻山を背にして東面するように描かれている。飛鴻山を風水上の



図2-2 鴻山県図(忠清道邑誌)

“主山”と考えていたと判断される。また、湖西邑誌(1871)も合わせて4書とも、「山川」の項の初めに飛鴻山を挙げ、「在県西三里来自居次山」と割注で述べて、風水に言う地脈が居次山から続いている、と説明している。“居次山”は、県図では“虎次山”の字で県治の北方に描かれている。この県図は、県治の位置が風水上の“吉地”であることを意識して描いたものと言えよう。

c) 清風府北面

表5によると、清風府北面に属する里は輿地図書、忠清道邑誌、湖西邑誌(1871)、いずれにおいても7で、その名称も変わりなかった。上記、鴻山県の例に近い。しかし、「名称一覧」記載の里数は15に増加し、その一方で、上記3つの邑誌に記載されている居山里、白石里の名が出ていない。湖西邑誌(1895)には清風府は収録されていないので、「総督府：名勝一覧」を参考にすると、「名称一覧」と同じく15の里を挙げ、その名称もほぼ一致している。ここでは、19世紀末に至って「里」が増加した例と考えておく。

表5 清風府北面の「里」一覧表

輿地図書	忠清道邑誌	湖西邑誌 (1871)	名称一覧
北津	北津里	北津里	北津里
酒浦里	酒浦里	酒浦里	酒浦里
城内里	城内里	城内里	城内里
月窟里	月窟里	月窟里	月窟里
白石洞里	白石洞	白石洞	
九龍里	九龍里	九龍里	九龍里
居山里	居山里	居山里	
			積德里
			榛洞
			大社里
			小社里
			活山里
			渭谷里
			月林里
			浦前里
			中里
			漆田里

さて、このような里の異同について地図の記載から整理してみる。図3-1、忠清道邑誌付載の清風府図は面名称の記載が無く、代わって里名称が記入されている少ない例である。この府図には忠清道邑誌、坊里の項に記載された7つの里のうち、白石洞を除く6里が記載されている。「名称一覧」に記載されていない里の1つ、居山里は面の西端、慈蔵寺の南に記入されている。図3-2、1/5万地形図(1910年測図)には、慈蔵庵と慈蔵里、その東に安山里の名が記載されている。また引き続き作製された地形図(1915年測図)にはその位置に、(慈鵲里)、活山里の名が記載されている。白石里は府図にはその記載がないが、図3-2を参考にすると、面の東方の位置に、「名称一覧」

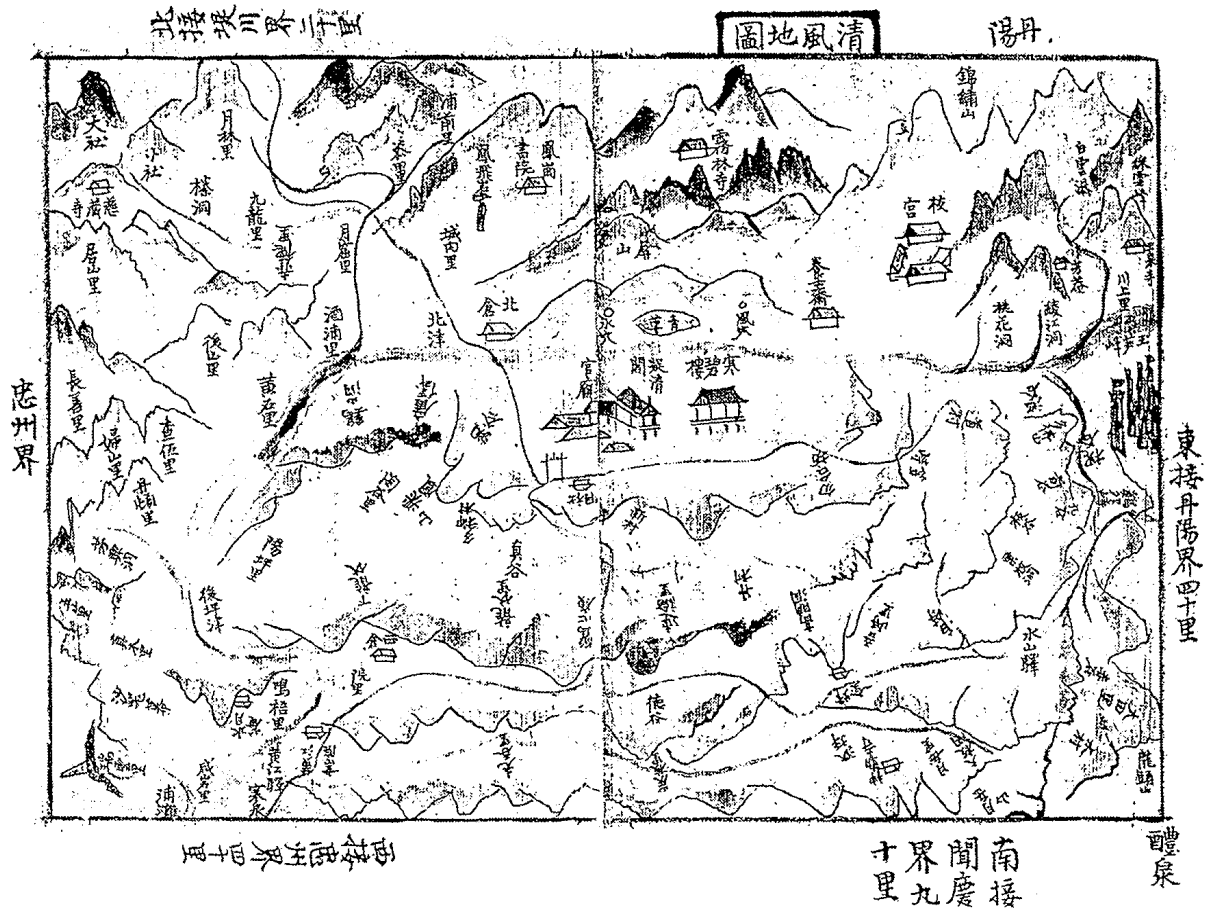


図3-1 清風府図(忠清道邑誌)

に新しく名前が出た漆田里があり、漆田里(白石里)との記載があるので、白石里と漆田里が対応すると考えてよからう。また府図には、「名称一覧」に初めて名が出る里のうち、積德里(赤德里)、榛洞、大社、小社、月林里、浦前里の名もすでに記載されている。以上のことから、これらの里が19世紀中葉にはすでに、「里」相当のものとして扱われていた可能性があるが、単に集落名として記載されているとも考えられ、即断はできない。また、里名称に少なからず異称があったことも分かる。

この清風府北面の位置は東北方の堤川、永春方面から陸路で南漢江畔に達する交通の要衝に当たっていた。堤川と清風の間は大きく蛇行し、かつ急流部分のある南漢江の舟運を避けたのである。北面に属する北津が堤川から到達する陸路と南漢江の舟運の結節点に当たっていて、その東には北倉が置かれていた。府治は北面から南漢江の対岸にあった。輿地図書の付図には中央に、大きく強調して南漢江が描かれている。北から南漢江に注ぐ河川に沿っ

て、堤川からの道路も描かれ、北倉に達している。建物、山脈、地名など、すべてが南漢江を中心にして描かれていることが容易に読み取れよう。輿地図書の各面に関する坊里の項の記載が、「邑内面在江之南即府治所座之地」、「東東面在江之北」、「北北面在江之北」など、南漢江を基準にして位置を記述していることも他にほとんど例を見ない点である。この地域における交通路としての南漢江の重要性を表している。1913年の区画改正で清風府は東の堤川郡に編入され、北面は東面と合併して錦繡面となった。北面に属した15

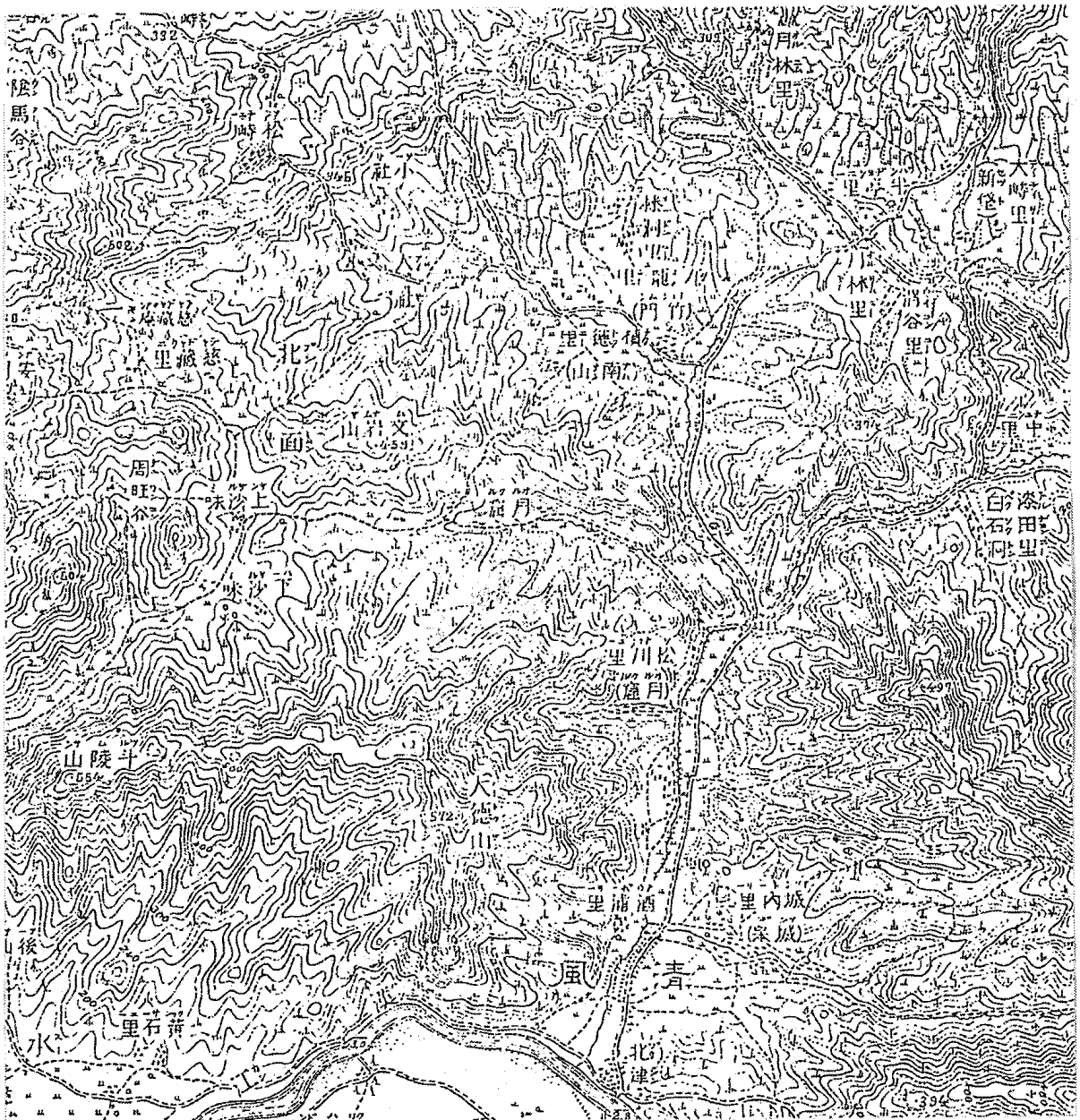


図3-2 1/5万地形図 堤川(1910年測図)

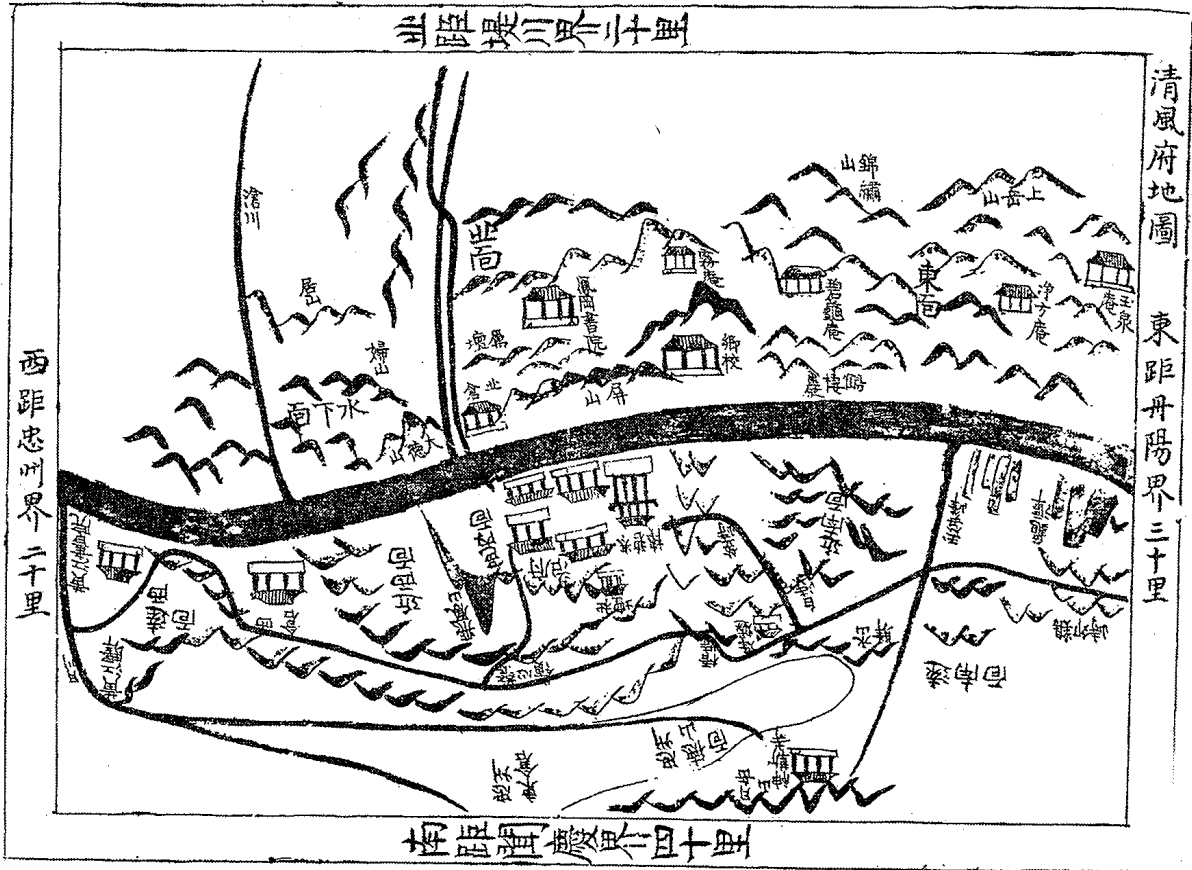


図 3 - 3 清風府図 (輿地図書)

の里は11に再編されたが、改正前の里がそのまま改正後の里となったものが7（北津里、月窟里、九龍里、積德里、榛洞、活山里、浦前里）あり、他の地域に比べて変化は小さかった。その後面名称を“錦城面”と改正して現在に至っている。現在錦城面の法定里は15であるが、旧北面の範囲では11で、錦繡面成立時から変化が無い。同じく、錦城面の行政里は17で、他の地域に比べて法定里の分割の程度が小さい。

Ⅳ 里と自然村の対応関係

朝鮮において里(制度上の村)と自然村の関係をはじめて論じたのは鈴木栄太郎である。²⁵⁾ 当時の京城帝国大学在任中、彼が先に、『日本農村社会学原理』で提示した、“自然村”の概念をもって、朝鮮の里と自然村の関係を論じようとしたのである。堤川郡錦城面九龍里(先述の清風府北面九龍里)を例にあげてそのことを論じた部分がある。²⁶⁾ 先に清風府北面を取り上げたのは、このこ

とを意識してのことである。

本稿に関係する部分について、鈴木は“九龍里”を整理して次のように述べている。

①“九龍里”は、“大九龍里”、“中九龍里”、“小九龍里”の、3つの意味で使われている。

②大九龍里は、古来、“九龍五洞”の語で示されるように、盆地状の地形の中に散在する、九龍里、積徳里、榛洞、大社、小社を合わせた範囲を指す。日本式に言うならば、大字九龍里である。これが行政単位となったのは併合後のことである。

③中九龍里はそれ以外の4つと並んで一人ずつ尊位と呼ばれる行政上の責任者がおり、これこそ“洞”であって、わたし(鈴木)の言う、“自然村”に該当する。何百年にわたって一つの城隍堂を共同祭祀し、一つの洞契を組織してきた。

④小九龍里は日本式にいうならば九龍里組である。

要約以上のように述べて、種々の社会関係が累積する“自然村”が制度上の村である藩政村に対応し、またそれが明治以降の大字に対応する、という日本における標識的な“むら”を念頭に置いて整理し、彼の言う、“旧洞里(朝鮮時代の「里」)”が朝鮮における自然村に該当するとしたのである。筆者は先に分析した結果を用いて次のように整理し直すべきであると考える。

①中九龍里が鈴木の言う、“自然村”にあたるという見解には首肯する。

②しかし、制度上の「九龍里」が中九龍里に対応するようになったのは資料上からは19世紀(それも後半か)のことであり、それは制度上の里が徐々に分割されていった結果である。「九龍里」と中九龍里の対応関係が長期間にわたってあったのではない。

③1912~14年の区画改正後、大九龍里が制度上の里になった、という説明は誤りである。改正後の「九龍里」は中九龍里である。むしろ「里」の分割が進行する以前の「九龍里」が大九龍里に対応していた。日本の大字に対応するのは中九龍里である。

その後、鈴木が提示した自然村のモデルに対して、批判も含めて李萬甲や崔在錫らのモデルが提示されている。李は広州郡突馬面(現、城南市域)や

それに南接する龍仁郡での調査を始めるにあたって里、形式的里、実質的里、自然村、マウルなどの語を用いて、社会学的意味での、“むら”を説明している。“マウル (마을)”の語は自然村の下位単位として用いられており、2～3のマウルで自然村を構成するのが一般的である、と述べている²⁷⁾。ただ、“マウル”についての具体的な説明が不足していると考ええる。崔は、隣保集団の有無など、韓国と日本の伝統的村落の社会組織の違いを強調し、“自然村”の語の代わりに“自然部落”の語を用いることを提唱している。ただし、自然部落の範囲を示す指標など、鈴木 of 自然村のモデルと基本的に大きな差があるとは思えない²⁸⁾。日本では自然村の語は使われなくなって久しいが、最近、変動する韓国農村における地域社会の基礎単位としてこの語を用い、現在の法定里を分割して置かれている行政里を対象にした、本田洋の実証研究の例がある²⁹⁾。本稿の論旨に関係する部分の結論として、現在の行政里がかつての区画改正前の「里」(鈴木の言う、“旧洞里”)に対応すると考えうる、また、それが現在の韓国農村の基礎的な地域単位として機能している、と述べている。筆者は、これまでの断片的な調査の結果に照らして、一般論としては成り立ち得ると考えている³⁰⁾。

おわりに

筆者がこれまで発表した先考も含めて、朝鮮時代の「里」について得られた結果を箇条書き風にまとめて“おわりに”、としたい。

- ・朝鮮における制度上の村である「里」は、朝鮮時代を通じて固定的な存在ではなく、時代とともにその細分化が進んだ。
- ・もちろんその進行には地域差があり、一般的には北部で遅く、南部で早かった。とりわけ、忠清道での進行が早かった。
- ・その理由として、朝鮮の南部、三南地方(忠清道、慶尚道、全羅道)が経済的に早く発達したことが基礎的な条件として挙げうると思うが、そのみでは不十分である。
- ・筆者は別の要因として、各地域の村落規模、村落形態の地域差を挙げうると思うが、充分それを立証するに至っていない。
- ・鈴木栄太郎が最初に提示した、「里」と自然村の関係について、旧洞里(1912

年の区画改正前の里、すなわち朝鮮時代の里)が自然村に対応する、との見解に基本的には賛成できる。

- ・ただし、筆者が上記のような、先考から得た結論を援用すると、「里」の時代的な変化に慎重な考慮をはらう必要があり、さらに、その地域差をも十分に念頭に入れて考を進めるべきであると考ええる。

注

- 1) 拙稿：a) 朝鮮の村落——洞里——の規模と空間構成について 愛知教育大学地理学報告 Vol.50 1980.6。
 〃 : b) 李朝時代における面名称——“方向”と“遠近関係”による——の分析 愛知県立大学文学部論集(一般教育編) 第33号 1985.2。
 〃 : c) 李朝時代(朝鮮時代)村落の基本的構成要素について 愛知県立大学文学部論集(一般教育編) 第36号 1988.3。
 〃 : d) 李朝時代(朝鮮時代)の地方誌——邑誌——について 愛知教育大学地理学報告 Vol.83 1996.12。
- 2) 国史編纂委員会：輿地図書 上、下(韓国史料叢書第二十) 1973.12 探求堂。
- 3) 朝鮮時代、「道」の下の地方組織は、大都護府、都護府、府、牧、郡、県が合わせて約330置かれていた。本稿ではこれらを、“郡県”、と称する。
- 4) 서울大学校出版部：戸口総数(서울大学校古典叢書) 1971.12。
- 5) 本稿が利用した忠清道地方に関する邑誌は、韓国文献研究所(編)：韓国地理志叢書 亜細亜文化社、のうち、邑誌七 忠清道①、同八 忠清道②、同九 忠清道③ 1984.7。
- 6) 金田培：朝鮮朝의 邑誌研究 成均館大学校 碩士論文 1972。
- 7) 注5) 前掲、楊普景：「忠清道邑誌」解題。
- 8) 拙稿：일본 에도 시대의 지방지 편찬에 대하여 문화역사지리(韓国 文化歴史地理学会) 第16卷1号 2006.4。
- 9) 越智唯七：新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覽 1917.4。
- 10) 朝鮮総督府：旧韓国地方行政区域名称一覽 1912.5(復刻版 1985.3 太学社)。
- 11) 拙稿：注1) d) 前掲。
- 12) 拙稿：注1) b) 前掲。
- 13) 平安道を中心に北部地方に見られる呼称である。
- 14) このほかに、郡県全体の戸数、人口をまとめて記載するものが数例ある。
- 15) 農商務省：韓国土地農産調査報告 黄海道 1906。
- 16) 四方博：李朝人口に関する一研究 京城帝国大学法学部論集第九冊「朝鮮社会法制史研究」1937。(同：「朝鮮社会経済史研究 中」国書刊行会 1976に収録。
 武田幸男：学習院蔵 朝鮮戸籍大帳の基礎的研究——19世紀・慶尚道鎮海県の戸籍大帳を通じて—— 学習院大学東洋文化研究所 1977.3。
- 17) 注16) 前掲、四方論文のほか、
 權泰煥・慎鏞厦：朝鮮王朝時代 人口推定에 관한 一試論 東亜文化研究(大学校東亜文化研究所) 第14輯 1978、金載珍：韓国 戸口와 經濟發展 博英社 1967.2 など。

- 18) 邑誌本文の後に続いて記載される。行政実務の“マニュアル”、の性格を持つ。時代が下るとともに、邑誌中での事例の占める比率が高くなった。極端な場合、本文をまったく欠いて、事例のみ、という例もある。
- 19) 拙稿：注1) d) 前掲。
- 20) 拙稿：注1) a) 前掲。
- 21) 拙稿：注1) d) 前掲。
- 22) 光武10年6月、勅令第四十九号。韓国内務部：地方行政区域発展史 1979。
- 23) 金正浩：大東輿地図 19世紀中葉に作成された。朝鮮時代の代表的な朝鮮全図。
- 24) 拙稿：注1) d) 前掲。
- 25) 鈴木の朝鮮村落に関する研究は、鈴木栄太郎著作集・V「朝鮮農村社会研究」 未来社 1973にまとめられている。
- 26) 鈴木：注25) 著作集中、朝鮮農村社会踏査記。
- 27) 李萬甲：韓国農村斗 社会構造 (韓国研究叢書5) 韓国研究図書館 1960。
 ◇ : 工業發展斗 韓国農村 1984。
 “마을”は韓国語固有語で、“むら”を意味する。
- 28) 崔在錫：韓国農村社会学研究 一志社 1975、日本語訳 未来社 1979(伊藤、嶋訳)。
 ◇ : 韓国農村社会變動研究 一志社 1988。
- 29) 本田洋：韓国の地域社会における地縁性と共同体——南原地域の事例から「韓日社会組織の比較」所収 2002。
- 30) 筆者が行った江原道横城郡、慶尚南道泗川市の調査事例では、いずれも現在の行政里が朝鮮時代の「里」に対応し、基礎的な地域単位として機能していた。
拙稿：韓国調査旅行記——'03年8月のフィールドノートから 愛知教育大学 地理学報告 Vol. 99 2005。
 ◇ : 慶尚南道地方における人口変動と村落、農業——アンナムコルと水谷面の事例を中心に—— 愛知教育大学 地理学報告 Vol.103。